

益田市益田水質管理センター機械設備工事（その２）における
プロポーザル方式実施要領

1. 趣旨

本要領は、益田市益田水質管理センター機械設備工事（その２）の契約にあたり、意欲及び技術的な能力を評価し、最適な事業者を選定するためのプロポーザル方式に係る事務手続きを定めたものである。

2. プロポーザルの実施内容

（１）工 事 名

益田市益田水質管理センター機械設備工事（その２）

（２）対象施設（工事場所）

益田水質管理センター（益田市かもしま東町１－１）

（３）選定方法

プロポーザル方式による優先交渉権者の選定

（４）目 的

令和８年度に予定している益田市益田水質管理センター機械設備工事（その２）に対し、企業実績、事業実施方針、事業実施体制、技術力などを評価するとともに、限られた財源を有効活用することで、持続可能な下水道経営を行うものである。

（５）要求水準

別紙「益田市益田水質管理センター機械設備工事（その２）要求水準書」（以下「要求水準書」）のとおり

（６）工 期

契約締結日の翌日から令和１１年２月２８日まで

（７）提案上限額

３８６，０２１，９００円（消費税及び地方消費税を含む。）

（８）事 務 局

〒６９８－８６５０ 島根県益田市常盤町１番１号
益田市上下水道部下水道課

TEL ０８５６－３１－０３２３

FAX ０８５６－２３－０９３０

E-mail gesui@city.masuda.lg.jp

3. 参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和8年度益田市建設業有資格者名簿に登録される者で、「機械器具設置工事」の登録があり、中国・九州地方内に営業所を有すること。
- (3) 法人及びその役員又は事業の構成者等が暴力団又は暴力団関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人格を有し事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) 過去6か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。
- (8) 公告の日から参加表明書の提出期限までの間、本市及び他の自治体から指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (9) 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、国内において、地方公共団体又はそれに準じる機関（日本下水道事業団）の発注に係る、下水処理場の水処理施設機械設備の自社製作を含む新設、増設、または改築を行う機械工事の元請として竣工実績を有すること。
※ 下水処理場については、オキシデーションディッチ（プレハブオキシデーションディッチを含む）方式で、1池あたりの処理能力 1,700 m³/日（日最大）以上のものに限る。
- (10) 主任技術者又は監理技術者として次の基準を全て満たす技術者を本工事に専任で配置できること。
 - (ア) 工事の許可業種に係る建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たす者（監理技術者として従事する場合は、機械器具設置工事における監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有するものである。）
 - (イ) 監理技術者を届け出る場合にあっては、許可業種の項に掲げる業種に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。ただし、機器製作のみが行

われている期間における監理技術者については専任を要しない。

- (ウ) 入札に参加しようとする者と、本工事の競争参加資格確認申請日前3ヶ月以上の雇用関係にあること。

4. 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など益田市が定める市の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

	実施内容	日程
一次審査	公募開始（実施要領等の配布）	令和8年7月10日
	参加表明書の受付期間	令和8年7月10日から 令和8年7月21日
	参加表明書等に関する質問書受付期間	令和8年7月10日から 令和8年7月15日
	参加表明書等に関する質問書の回答期限	令和8年7月17日
	参加資格の確認通知	令和8年7月22日
二次審査	企画提案書の提出期間	令和8年7月22日から 令和8年7月31日
	企画提案書等に関する質問書受付期間	令和8年7月22日から 令和8年7月27日
	企画提案等に関する質問書の回答期限	令和8年7月29日
	第2次審査（企画提案説明会）	令和8年8月6日
	選定結果の通知	令和8年8月10日
	契約締結	令和8年8月20日

5. 関係資料の配布

プロポーザル方式に関する実施要領等の下記資料は益田市公式ウェブサイトからダウンロードすること。（<https://www.city.msuda.lg.jp/>）

6. プロポーザル参加表明書（第1次審査必要書類）の提出

プロポーザル参加表明書（様式第1号）は以下の要領で提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月21日
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
(郵送の場合は、書留郵便その他発送の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類 2部（正本1部・副本1部（副本はコピー可）
 - ア) 参加表明書（様式第1号）
 - イ) 会社概要書（様式第2号）
 - ウ) 工事实績調書（様式第3号）
 - エ) 配置予定技術者調書（様式第4号）
 - オ) 誓約書（様式第5号）
 - カ) 法人登記簿謄本
 - キ) 財務諸表
 - ク) 国税及び地方税に滞納がないことの証明書
- (5) 参加資格確認結果の通知
(4)の提出書類により、選定委員会において、3.参加資格に定めるところにより資格の有無を確認し、結果を令和8年7月10日に、参加資格確認結果通知書（様式第7号）により電子メールで通知する。

7. 質問受付及び回答

本件公募に関し質問がある場合は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式第6号）により提出すること。

- (1) 提出期限
 - 参加表明書等に関する質問 令和8年7月15日 12時必着
 - 企画提案書に関する質問 令和8年7月27日 12時必着
- (2) 提出方法
質問書（様式第6号）に記入し電話連絡のうえ下記メールアドレスに送信すること。
e-mail gesui@city.masuda.lg.jp
- (3) 回答期限
 - 参加表明書等に関する質問 令和8年7月17日
 - 企画提案書に関する質問 令和8年7月29日
- (4) 回答方法

全ての応募者に対し、質問の内容及び回答を電子メールで回答する。
なお、企画提案書に関する質問については、2次審査応募者にのみ回答する。

8. 提案書の提出

参加資格確認結果通知書（様式第7号）により、参加資格の確認を受けた応募者は、以下の要領で提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月31日
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
(郵送の場合は、書留郵便その他発送の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類 6部（正本1部・副本5部（副本はコピー可）
 - ア) プロポーザル提案書（表紙）（様式第8号）
 - イ) 企画提案書（様式第8-1号から様式第8-6号まで）
※提案内容は、本工事及び施設に関する具体的な取り組み方法とし、工事目的物の成果の提案とはしないこと。
 - ウ) その他必要に応じた補足説明資料
 - エ) 見積書（任意様式、消費税及び地方消費税は含まない）
※金額は、工事に要する全ての金額であり、諸経費等を明記すること。
 - オ) 工事工程表（任意様式）
※要求水準書第2章第1節（機械設備の概要）1準備計画から4試運転調整工事及び、工事目的物の引渡しまでの工事工程表
- (5) 注意事項
 - ア) 提案書は返却しない。
 - イ) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
 - ウ) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められない。

9. 企画提案説明会による審査

提案の内容について、以下の要領で企画提案を行い選定委員会において審査・評価する。

- (1) 令和8年8月6日
- (2) 内容は企画提案説明及び質疑応答
- (3) 1社の持ち時間は30分とし、提案説明20分、質疑応答10分
- (4) 審査結果は開示しない
- (5) 審査に関する質問及び結果に対する異議申し立ては受付けない
- (6) 企画提案の評価項目及び配点

評価項目	評価の着目点	配点
既存設備の整合性	既存設備との干渉、施設全体のバランスを評価する。	20
施工計画	工事の確実性、周囲への配慮を評価する。	20
維持管理	将来に渡る維持管理のし易さ工夫を評価する。	20
安全対策	工事の安全性確保に対する工夫を評価する。	20
市内業者活用		5
創意工夫	地域貢献、その他自由提案を評価する。	5
提案価格評価		10

10. 優先交渉権者の選定及び結果の通知

- (1) 優先交渉権者の決定
- (2) 選定結果の通知

11. 契約の締結

本契約は、優先交渉権者と事務局が協議のうえ、市の決定を受けることにより、当該優先交渉権者は、本工事受注者となり工事契約締結をおこなうものとする。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、事務局は次点交渉権者と協議を行うものとする。

1 2. 失格事由

次のいずれかに該当する提案は、失格とし、審査対象から除外する。

- (1) 提案金額が、2.(7)の上限額を上回った場合
- (2) 提出資料等に虚偽の記載があった場合

1 3. その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に関する経費、企画提案説明に要する経費
その他プロポーザルに要する全ての経費は提案者の負担とする。
- (2) 提案書に対する報酬は支払わない。
- (3) 提案書の著作権については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属する。
 - イ 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書の全部又は一部の複製をすることができるものとする。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届（様式第9号）を提出すること。